

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	8	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の延長（漁業近代化資金）		
要望内容（概要）	<p>適用期限の2年延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資するため、国又は都道府県が漁協系統金融機関に利子補給を講じた資金の貸付けを受け、漁業協同組合等が共同利用のため取得する施設。 ・特例措置の内容 漁業近代化資金の貸付けを受けて漁業協同組合等が取得した共同利用施設に係る課税標準について、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。 		
関係条文	地方税法附則第11条第12項		
減収見込額	<p>[初年度] ー (▲6) [平年度] ー (▲6)</p> <p>[改正増減収額] ー (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 経営規模の零細な漁業者が経営を合理的かつ効率的に営むためには、共同利用施設を活用することにより個人の過剰設備投資を避け収益性の向上を図ることが重要。</p> <p>(2) 施策の必要性 「水産基本計画」に掲げられた政策の方向性である「融資・信用保証による経営支援の的確な実施」を図るためには、共同利用施設の設置促進を図ることを通じて、個々の漁業者による過剰投資を避けつつ収益性の高い漁業を育成する必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		
		ページ	8 — 1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 水産物の安定供給と水産業の健全な発展</p> <p>《政策分野》 漁業経営の安定</p>
	政策の達成目標	融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、「融資・信用保証による経営支援の的確な実施」という「水産基本計画」に掲げられた目標達成のため、本措置を活用することにより着実に漁業経営の体質強化を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成 29 年 3 月 31 日まで（2 年間）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
	政策目標の達成状況	<p>「利子補給等による資金借入れの際の負担軽減」</p> <p>※ 漁船・養殖施設整備等利子助成事業のうち、漁業近代化資金（2号）の融資実績</p> <p>平成 23 年度 67 件 7.6 億円 平成 24 年度 46 件 5.1 億円 平成 25 年度 52 件 6.7 億円</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	平成 27 年度 2 件 6 百万円 平成 28 年度 3 件 8 百万円
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	漁業協同組合等が取得した漁業者の共同利用に供する施設は、経営規模の零細な我が国漁業において、資力の弱い個々の漁業者による過剰設備投資を避け収益性の向上に資するという役割を果たしている。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本措置は共同利用施設設置初年度の負担軽減を図るものであり、利用者たる漁業者及び設置者たる漁業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設整備が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限なく、機動的に対応できる。

<p>軽減措置等の適用実績</p>	<table border="1"> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>9 件</td> <td>26 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>8 件</td> <td>11 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>9 件</td> <td>41 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度</td> <td>1 件</td> <td>1 百万円</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>2 件</td> <td>2 百万円</td> </tr> </table>	平成 21 年度	9 件	26 百万円	平成 22 年度	8 件	11 百万円	平成 23 年度	9 件	41 百万円	平成 24 年度	1 件	1 百万円	平成 25 年度	2 件	2 百万円
平成 21 年度	9 件	26 百万円														
平成 22 年度	8 件	11 百万円														
平成 23 年度	9 件	41 百万円														
平成 24 年度	1 件	1 百万円														
平成 25 年度	2 件	2 百万円														
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="1"> <tr> <td>(適用総額の種類)</td> <td colspan="2">課税標準 (不動産の価格)</td> </tr> <tr> <td>(適用総額)</td> <td>平成 23 年度</td> <td>528,208 千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>平成 24 年度</td> <td>1,579,365 千円</td> </tr> </table>	(適用総額の種類)	課税標準 (不動産の価格)		(適用総額)	平成 23 年度	528,208 千円		平成 24 年度	1,579,365 千円						
(適用総額の種類)	課税標準 (不動産の価格)															
(適用総額)	平成 23 年度	528,208 千円														
	平成 24 年度	1,579,365 千円														
<p>税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)</p>	<p>本措置は共同利用施設設置初年度の負担軽減を図るものであり、利用者たる漁業者及び設置者たる漁業協同組合等の自主性と創意工夫を尊重した施設整備が行えるとともに、施設が大規模となっても金銭面に制限なく、機動的に対応できる。</p>															
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>融資における特例措置という本措置の性格上、積極的な数値目標はなじまないが、「融資・信用保証による経営支援の的確な実施」という「水産基本計画」に掲げられた目標達成のため、本措置を活用することにより着実に漁業経営の体質強化を図る。</p>															
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>共同利用施設の活用を通じ、過剰投資を避け収益性の向上を図ることが可能になり、漁業経営の改善に一定の貢献。 しかしながら、個々の漁業者の経営規模は依然として零細であり、引き続き本措置による支援が必要。</p>															
<p>これまでの要望経緯</p>	<table border="1"> <tr> <td>昭和 30 年度</td> <td>価格—貸付額 (創設)</td> </tr> <tr> <td>昭和 54 年度</td> <td>価格—(価格×貸付額/取得価格)</td> </tr> <tr> <td>平成 23 年度</td> <td>適用期間 (2 年間で設定される (本則→附則))</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度</td> <td>適用期間 (2 年間)</td> </tr> </table>	昭和 30 年度	価格—貸付額 (創設)	昭和 54 年度	価格—(価格×貸付額/取得価格)	平成 23 年度	適用期間 (2 年間で設定される (本則→附則))	平成 25 年度	適用期間 (2 年間)							
昭和 30 年度	価格—貸付額 (創設)															
昭和 54 年度	価格—(価格×貸付額/取得価格)															
平成 23 年度	適用期間 (2 年間で設定される (本則→附則))															
平成 25 年度	適用期間 (2 年間)															
<p>ページ</p>	<p>8 — 3</p>															